官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○科学技術研究調査規則の一部を改正する省令（総務九八）　二
〔法規的告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁九二）　二
〔その他告示〕
○公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件の一部を改正する件（法務一二〇）　二
○会社法第九百五十条の規定に基づく電子公告調査の業務の全部の廃止に関する件（同一二一）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同一二二）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八三）　三
○食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八四）　三
○コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三八五）　三
○コンゴ民主共和国におけるエムポックス流行への緊急対応計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同三八六）　三
○モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八七）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八八）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三八九）　四
○所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（財務二五八）　四
○保安林の指定を解除する件（農林水産一四六一～一四七五）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通九一一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九一二、九一四、九一五）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九一三）　六
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同九一六）　七
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁九）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二二六～二二八）　七
〔人事異動〕
内閣　人事院　七
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示一）　七
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（中部地方交通審議会）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、酒類の地理的表示を指定する件関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
企業年金基金変更関係　二九
会社その他

省　令

○総務省令第九十八号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

総務大臣　村上誠一郎

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の対象） **第四条**　科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。 ［一　略］ 二　次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社 ［イ・ロ　略］ ハ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二項第二号ロの事業 ［ニ・ホ　略］ ［三～七　略］	（調査の対象） **第四条**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二項第二号ロの事業 ［ニ・ホ　同上］ ［三～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第九十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～百十六　略］ 百十七　株式会社ザイマックス不動産投資顧問 百十八・百十九　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～百十六　同上］ ［号を加える。］ 百十七・百十八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

その他告示

○法務省告示第百二十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］ 前橋地方法務局中之条支局 静岡地方法務局下田支局 ［略］	［同上］ 前橋地方法務局中之条支局 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

○法務省告示第百二十一号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十条の規定に基づき、次のとおり電子公告調査の業務の全部の廃止の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

令和七年十月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　登録番号　五

二　廃止をしようとする者の氏名又は名称　グローリー株式会社

三　廃止をしようとする者の住所　兵庫県姫路市下手野一丁目三番一号

四　廃止しようとする業務の範囲　全部

五　廃止しようとする年月日　令和八年三月三十一日

○法務省告示第百二十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次の一に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせ、次の二に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。以下同じ。）を行わせる。

令和七年十月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　東京法務局所属

同　北原　一夫

同　窪田　守雄

同　石田　一宏

同　稲葉　一生

同　小尾　仁

同　中田　和範

同　小坂　敏幸

同　米村　俊郎

同　山田　賀規

同　髙﨑　秀雄

同　原　啓一郎

同　山口　雅髙

同　畔柳　章裕

同　齊木　敏文

同　東　弘

同　杉山　治樹

同　萩原　秀紀

同　松並　重雄

同　堀　嗣亜貴

同　阿部　正幸

同　田中　寿生

同　廣谷　章雄

同　古久保正人

同　金子　武志

同　多和田隆史

同　髙木　順子

同　大久保正道

同　山西　宏紀

同　森本　和明

同　宇川　春彦

同　吉田　誠治

同　林　秀行

同　脇　博人

同　大竹　優子

同　長谷川　保

同　保坂　直樹

同　木下　雅博

同　髙宮　健二

二　千葉地方法務局所属

同　大宮由紀枝

附　則

1　この告示は、告示の日から効力を生ずる。

2　この告示の施行の際現に公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定を受けている公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務に係る指定を受けたものとみなす。

○外務省告示第三百八十三号

令和七年九月十五日にスバで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　道井緑一郎在フィジー大使

フィジー側　ピタ・タンギザキレワ公務員省次官代理

○外務省告示第三百八十四号

令和七年七月二十八日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　野口修二在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　イルザ・マリア・ドス・サントス・アマド・バズ外務・協力・共同体大臣

○外務省告示第三百八十五号

令和七年七月二十八日にブラザビルで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　前川秀信在コンゴ共和国大使館参事官

世界食糧計画側　ゴン・マイヤー在コンゴ共和国事務所代表

○外務省告示第三百八十六号

令和七年八月四日にキンシャサで、コンゴ民主共和国におけるエムポックス流行への緊急対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　エムポックス流行への緊急対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億千五百万円

3　署名者

日本側　小川秀俊在コンゴ民主共和国大使

国際連合児童基金側　ジョン・アグボー在コンゴ民主共和国事務所代表

○外務省告示第三百八十七号

令和七年八月八日にマプトで、モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億四千二百万円

3　贈与の供与期限　令和九年八月三十一日

4　署名者

日本側　濵田圭司在モザンビーク大使

モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第三百八十八号

令和七年八月八日にマプトで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億四百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　濵田圭司在モザンビーク大使

モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第三百八十九号

令和七年八月十九日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十九年四月十二日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになったカル河上水道拡張計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十三年三月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年十月一日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百五十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一農業協同組合連合会の項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二農業協同組合連合会の項の規定に基づき、所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（昭和六十年一月大蔵省告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

財務大臣　加藤　勝信

別表を次のように改める。

法人名	主たる事務所の所在地
北海道厚生農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地
岩手県厚生農業協同組合連合会	岩手県盛岡市永井一四地割一五番地一
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番一六号
福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野字三枚長一番地一
茨城県厚生農業協同組合連合会	茨城県水戸市梅香一丁目一番四号
上都賀厚生農業協同組合連合会	栃木県鹿沼市下田町一丁目一〇三三番地
佐野厚生農業協同組合連合会	栃木県佐野市堀米町一七二八番地
群馬県厚生農業協同組合連合会	群馬県前橋市富士見町小沢五三四番地九
千葉県厚生農業協同組合連合会	千葉県千葉市中央区新千葉三丁目二番六号
東京都厚生農業協同組合連合会	東京都立川市柴崎町三丁目六番一〇号
神奈川県厚生農業協同組合連合会	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目二番地の二
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟県新潟市中央区東中通一番町八六番地一〇九
富山県厚生農業協同組合連合会	富山県高岡市永楽町五番一〇号
福井県厚生農業協同組合連合会	福井県福井市大手三丁目二番一八号
山梨県厚生農業協同組合連合会	山梨県甲府市飯田一丁目一番二六号
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町一一七七番地三
岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜県岐阜市宇佐南四丁目一三番一号
静岡県厚生農業協同組合連合会	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目八番一号
愛知県厚生農業協同組合連合会	愛知県長久手市平池九〇一番地
三重県厚生農業協同組合連合会	三重県津市栄町一丁目九六〇番地
滋賀県厚生農業協同組合連合会	滋賀県大津市松本一丁目二番二〇号
兵庫県厚生農業協同組合連合会	兵庫県神戸市中央区海岸通一番地
島根県厚生農業協同組合連合会	島根県出雲市斐川町美南一六六六番地
岡山県厚生農業協同組合連合会	岡山県岡山市中区東川原一五三
広島県厚生農業協同組合連合会	広島県広島市中区大手町三丁目一三番一八号
山口県厚生農業協同組合連合会	山口県山口市小郡下郷二一三九番地
徳島県厚生農業協同組合連合会	徳島県徳島市北佐古一番町五番一二号
香川県厚生農業協同組合連合会	香川県高松市屋島西町二一〇五番一七
愛媛県厚生農業協同組合連合会	愛媛県松山市鷹子町五三三番地一
高知県厚生農業協同組合連合会	高知県南国市明見字中野五二六番地一
熊本県厚生農業協同組合連合会	熊本県熊本市中央区南千反畑町二番三号熊本県農協会館内
大分県厚生農業協同組合連合会	大分県別府市緑丘町一二番一号
鹿児島県厚生農業協同組合連合会	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目一三番一号

○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県杵築市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県豊後大野市大野町澤田字由ケ迫一一三七の一二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字西俣名一九二五の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県千曲市大字上山田字城山三四八二の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上飯田八一二五の三八三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字花岡七二の一（次の図に示す部分に限る。）、字大椴二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山下和字植杉二二七四の一四〇から二二七四の一四五まで、二二七八の七〇から二二七八の七二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県大仙市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五一四八の一二・五一六五の四・五一六八の七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・五一四八の一三・五一五八の四・五一六二の八・五一六八の三・五一六九の四（以上五筆国有林）、五一六八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県氷見市窪字穴畑三二八三の七〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字石堂三〇五七の二五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字奥ノ丸三〇一六の二、字石堂三〇五七の二五（次の図に示す部分に限る。）、三〇五七の二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字大岩二二九六の二・二二九七の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第九百十一号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年九月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第M—298号	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	SC1000	HACH Company	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第九百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡阿南町字新野の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°15′53.7543″	137°44′40.4929″
2	35°15′53.3979″	137°44′38.8636″
3	35°15′53.7165″	137°44′38.1752″
4	35°15′54.2548″	137°44′37.7750″
5	35°15′54.6270″	137°44′39.3211″
6	35°15′57.4377″	137°44′40.2057″
7	35°15′57.7244″	137°44′41.3024″
8	35°15′54.8543″	137°44′42.8405″
9	35°15′53.3405″	137°44′41.5273″

○国土交通省告示第九百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市丹勢

六一〇番四一　一号

六一〇番三八　二号

六一〇番三七　三号

六一〇番三五　四号

六一〇番三三　五号

六一〇番三一　六号及び七号

六一〇番二六　八号

六一〇番二五　九号

六一〇番二四　十号

六一〇番二二　十一号

六一〇番二一　十二号

六一〇番二一地先河川敷　十三号及び十四号

栃木県日光市久次良町

二五五番二地先河川敷　十五号

二五二番地先無番地　十六号から二十六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十七号から四十号までを順次結んだ線及び標柱二十七号と四十号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市清滝安良沢町

一七三三番五　二十七号から四十号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱四十一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱四十一号と四十三号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市清滝安良沢町

一七三三番五　四十一号から四十三号まで

○国土交通省告示第九百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小木場川

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県出水市武本字下小木場の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線、七点と八点を小木場川右岸官民地境界線に沿って結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三一度〇〇分三三秒八八九四　東経一三〇度二一分〇二秒八二五〇

二点　北緯三一度〇〇分三三秒八三九七　東経一三〇度二一分〇三秒二七二〇

三点　北緯三一度〇〇分三三秒七三四六　東経一三〇度二一分〇三秒六九〇二

四点　北緯三一度〇〇分三三秒八九二六　東経一三〇度二一分〇三秒六〇三四

五点　北緯三一度〇〇分三三秒九八五八　東経一三〇度二一分〇三秒二三三八

六点　北緯三一度〇〇分二一秒〇四四二　東経一三〇度二一分〇四秒七九六三

七点　北緯三一度〇〇分二一秒〇八三八　東経一三〇度二一分〇四秒〇三七五

八点　北緯三一度〇〇分三三秒四三七八　東経一三〇度二一分〇二秒七三二八

○国土交通省告示第九百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中仙波二号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県佐野市仙波町

字上町屋　一七九五番　一号

一七九五番　二号

字下町屋　地先無番地　十号

一七九八番　三号及び二十二号から二十四号まで

一七九九番一　四号及び五号

一七六五番　六号

一七六五番三　七号及び八号

一七六六番　九号

一七九九番一　地先道路敷

一七六四番二　二十号及び二十一号

一八一八番三　二十五号

一七八六番　十一号

一七八三番一　十二号から十六号まで

字寺川　一七八三番二　十七号

一七八二番二　十八号

一七八二番一　十九号

字上ノ山

○国土交通省告示第九百十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　34

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人ＡＬＣ協会

(三)　変更後の代表者の氏名　青野　義道

(四)　変更年月日　令和七年五月十五日

○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和七年十月一日

観光庁長官　村田　茂樹

一　登録年月日　令和七年九月二十二日

二　登録番号　第八十一号

三　名称　一般社団法人川口市旅行観光協会

四　住所　埼玉県川口市本町三丁目四番三　二〇二号

五　代表者の氏名　今井　雅彦

六　研修業務を行う事務所の所在地　埼玉県川口市一丁目一番一号　キュポ・ラ七階

七　研修業務を行う事務所の名称　川口市立映像・情報メディアセンターメディアセブン

八　研修業務の開始日　令和七年十月一日

○防衛省告示第二百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月一日

日時　令和七年十月六日（予備、同月七日から同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月六日（予備、同月七日から同月十日）の〇八〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月七日（予備、同月八日）の〇八〇〇から一三〇〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

参議院法制局

辞令

（第五部長心得）参議院法制局参事官　齋藤　陽夫
第五部長を命ずる（十月一日）

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理　伊藤　忠彦
環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　伊藤　忠彦
内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる
○外務大臣臨時代理解職
同　城内　実
外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○国土交通大臣臨時代理解職
同　坂井　学
国土交通大臣中野洋昌帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（東京地方検察庁検事）検事　國井　陽平
判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上九月二十七日）
文部科学大臣秘書官　小賀　智子
願に依り本官を免ずる（九月二十八日）
文部科学大臣秘書官に任命する　小平　達也
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　川﨑　博司
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月二十九日）

人事院

○人事院総裁職務代行の終了
人事院総裁川本裕子は、海外出張中のところ、九月三十日帰朝したので、人事院総裁職務代行人事官伊藤かつらの人事院総裁職務代行は終了した

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年10月１日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間955円」を「１時間1,032円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月23日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中部地方交通審議会は、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460―8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中部運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年10月１日

中部地方交通審議会会長　松本　幸正

公　告

諸　事　項

工場財団

稚内市緑５丁目44番20号**合同会社道北風力**の工場財団に天塩郡豊富町字メナシベツ10107番地先芦川南ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月１日

旭川地方法務局稚内支局

稚内市緑５丁目44番20号**合同会社道北風力**の工場財団に稚内市大字抜海村字ユーチ414番地１勇知ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月１日

旭川地方法務局稚内支局

有権者申出方

元当局所属公証人伊藤明浩の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年10月１日　　千葉地方法務局

酒類の地理的表示を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第２項の規定に基づき、次の３件の地理的表示を指定したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

令和７年10月１日

国税庁長官　江島　一彦

名　　称	京都
産地の範囲	京都府
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名　　称	鳥取
産地の範囲	鳥取県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名　　称	福岡
産地の範囲	福岡県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１０号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階

清算株式会社　株式会社カワセミ

１　決定年月日　令和７年９月９日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０１９号

兵庫県尼崎市東園田町２丁目43－１

清算株式会社　オースディ株式会社

１　決定年月日　令和７年９月11日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第７号

徳島県徳島市銀座28番地

清算株式会社　株式会社銀座

代表清算人　鈴木　豊子

１　決定年月日　令和７年９月８日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

３　前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金変更公告

綜合警備保障企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告します。

１．変更後の基金の名称　ＡＬＳＯＫ企業年金基金

２．変更前の基金の名称　綜合警備保障企業年金基金

３．変更年月日　令和７年10月１日

令和７年10月１日

東京都港区元赤坂１丁目１番２号赤坂ライオンズビル７階　ＡＬＳＯＫ企業年金基金

理事長　栢木伊久二

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月六日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

茨城県龍ヶ崎市二八一三番地三

（甲）株式会社オオツカ

代表取締役　新沼　梨可

茨城県龍ヶ崎市二八一三番地三

（乙）有限会社賃貸幸和

取締役　新沼　梨可

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　六十二頁（号外第七十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　五十八頁（号外第七十九号）

令和七年十月一日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階

（甲）マネーフォワードケッサイ株式会社

代表取締役　冨山　直道

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階

（乙）株式会社Ｂｉｚ　Ｆｏｒｗａｒｄ

代表取締役　冨山　直道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月十八日
掲載頁　二十九頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月十八日
掲載頁　二十九頁

令和七年十月一日
東京都江東区新木場一丁目一八番一一号
（甲）株式会社ＷＡＶＥ出版
代表取締役　谷下　満浩
東京都中央区銀座七丁目四番一二号
（乙）株式会社至文堂
代表取締役　谷下　満浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日となります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://insource-mkd.co.jp/

令和七年十月一日
東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地
（甲）株式会社インソース
代表取締役　舟橋　孝之
東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地
（乙）株式会社インソースマーケティンググデザイン
代表取締役　舟橋　孝之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　八十六頁（号外第六十九号）

令和七年十月一日
東京都千代田区神田司町二丁目一二番地一
（甲）アース製薬株式会社
代表取締役　川端　克宜
東京都千代田区九段北四丁目一番七号
（乙）株式会社バスクリン
代表取締役　三枚堂正悟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、三社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　六十七頁（号外第一五〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　六十七頁（号外第一五〇号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　六十六頁（号外第一五〇号）

令和七年十月一日
横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（甲）株式会社相鉄ホテルマネジメント
取締役社長　鈴木　正宗
横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（乙）相鉄イン株式会社
取締役社長　鈴木　正宗
横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（丙）株式会社サンルート
取締役社長　鈴木　正宗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社マイナビワークス（乙、住所東京都新宿区西新宿一丁目六番一号）の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することといたしましたので公告します。

この会社分割に異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mynavi.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十五日
掲載頁　六十九頁（号外第三〇一号）

令和七年十月一日
東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号
株式会社マイナビ
代表取締役　土屋　芳明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、Ａは Ｂに対してはホームエンジニア事業の北海道・東北地区の、Ｃに対しては同中部地区の、Ｄに対しては同近畿地区の、Ｅに対しては同中四国・九州地区に関する権利義務をそれぞれ承継させ、ＢＣＤＥはそれを承継することにいたしましたので公告します。この各会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（Ａ）https://panasonic.co.jp/phs/plv/
（Ｂ）https://panasonic.co.jp/phs/plvht/
（Ｃ）https://panasonic.co.jp/phs/plvcb/index.html
（Ｄ）https://panasonic.co.jp/phs/plvkn/
（Ｅ）https://panasonic.co.jp/phs/plvks/profile.html

令和七年十月一日
東京都中央区築地五丁目六番一〇号
（Ａ）パナソニックリビング株式会社
代表取締役　竹村　健司
宮城県名取市飯野坂字北沖一〇五番地一
（Ｂ）パナソニックリビング北海道・東北株式会社
代表取締役　前芝　寿之
名古屋市中村区名駅南二丁目七番五号
（Ｃ）パナソニックリビング中部株式会社
代表取締役　寺島　秀一
大阪市此花区島屋六丁目二番八二号
（Ｄ）パナソニックリビング近畿株式会社
代表取締役　梁井　俊平
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号
（Ｅ）パナソニックリビング中四国・九州株式会社
代表取締役　松岡　直樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ランディア（住所愛知県西尾市中畑二丁目五三番地）に対して当社のホテル事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日
愛知県豊橋市大岩町字火打坂一九番地二
有限会社アット企画
代表取締役　鈴木　栄一

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
合同会社Ｂｏｏｓｔｅｒ
代表社員　小黒　陽弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日
東京都大田区山王三丁目一番一四号
合同会社ＩＴＯ商店
代表社員　伊藤　史人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月六日であり、組織変更後の商号は株式会社調和社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日
東京都大田区田園調布二丁目四九番一五号
合同会社調和社
代表社員　倉橋　弘行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者の方は、公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都羽村市双葉町三―二―二七

ＨＵＧＥＭ合同会社

代表社員　後藤　英生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都新宿区歌舞伎町二―三―二一明治通りビル四〇六

合同会社ＰＲＯＳＴ

代表社員　小川　葵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九

合同会社ＤＥＫ

代表社員　鶴田　絵里

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

茨城米山会計合同会社

代表社員　米山　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都港区六本木二丁目四番七―一一〇一号

合同会社アクティ

代表社員　阿久津健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、組織変更後の商号は株式会社空とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区助信町四五番一〇号

合同会社空

代表社員　北脇　雅代

組織変更公告

当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体にすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、総会の決議は令和七年九月二十一日に終了しており、組織変更後の名称は小赤松自治会とします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月一日

兵庫県佐用郡佐用町小赤松三一〇番地一

小赤松生産森林組合

組合長　前川　勝芳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

神戸市中央区磯上通八丁目一番二九号カサベラビルＣ＆Ｍ四〇三　ＲＡＣＣ合同会社

代表社員　福谷　佳紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千八百万円減少し九千五百万円とすることにいたしました。ただし、減少する全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、令和七年三月七日付、官報（号外第四十六号）二七五頁に掲載しております。

令和七年十月一日

札幌市白石区北郷五条五丁目四番五号

グッドフィールド株式会社

代表取締役　和多田真人

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少し、四百万円とすることにいたしました。なお、持分払戻額は会社法第六三五条に定める剰余金額を超えません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

埼玉県草加市氷川町二一四〇番地二一

合同会社ＦＢパートナーズ

代表社員　深井　崇史

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を五十二億二千八百五十九万五千四百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

ピクセルカンパニーズ株式会社

代表取締役　矢尾板裕介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社ＢＣＭ３６

代表取締役　檀野　英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二二七、六一〇、〇〇〇円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月四日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://vixion.jp/company/epn/

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目四番二号

ＶｉＸｉｏｎ株式会社

代表取締役　南部誠一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十八万円減少し一億二万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七四頁（号外第一三三号）

令和七年十月一日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社

代表取締役　八尾文二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

東京都練馬区上石神井南町五番一四号

有限会社スタジオアウル

代表取締役　大西　憲文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　四頁

令和七年十月一日

東京都港区西新橋三丁目一番八号

ＮＨＮアイカメ株式会社

代表取締役　河　泰年

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋二丁目二番三号ＲＩＳＨＥビルＵＣＦ四階

ＬＩＰＡＣＯ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表社員　ＬＩＰＡＣＯ株式会社

職務執行者　金　埈台

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し九百七十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

長野県長野市大字大豆島五〇六〇番地一二

有限会社寿印刷

代表取締役　高野　洋右

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　七頁

令和七年十月一日

京都市中京区新町通三条下る三条町三三六番地

株式会社さら

代表取締役　幅田　宗樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少し九十九億六千八百六十六万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.i-pex.com/ja/ir/e_publicnotice

令和七年十月一日

京都市伏見区桃山町根来一二番地の四

Ｉ－ＰＥＸ株式会社

代表取締役　小西　玲仁

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　三頁

令和七年十月一日

岩手県八幡平市大更第二地割一五四番地一四

ザマ・ジャパン株式会社

代表取締役　戸田　衛

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億二千四百八万七千二百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ir.gatestokyo.co.jp/

令和七年十月一日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

ＧＡＴＥＳ　ＧＲＯＵＰ株式会社

代表取締役　関野　雄志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三三〇〇万円、資本準備金の額を一億三三〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

埼玉県さいたま市桜区山久保二丁目一三番一号

有限会社九兵衛

代表取締役　榎本　清美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月一日

茨城県潮来市徳島一七一二番地

株式会社日日商事

代表取締役　保立　政孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋二丁目二番二〇号

株式会社一六商事ホールディングス

代表取締役　黒木　洋一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月一日

東京都世田谷区上馬四丁目三五番一一号

株式会社さつま屋商店

代表取締役　北原　政雄

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

令和七年十月一日

東京都渋谷区代々木三丁目三一番一二号

株式会社おてつたび

代表取締役　櫻井　里菜（永岡　里菜）

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月一日

東京都港区北青山二丁目一四番四号ｔｈｅＡＲＧＹＬＥａｏｙａｍａ六Ｆ

アキュリスファーマ株式会社

代表取締役　谷垣　任優

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月一日

大阪市淀川区西中島六－七－八大昭ビル四Ｆ

株式会社アポロウエーブ

代表取締役　山下　修

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

群馬県伊勢崎市境小此木四五九番地二

清光有限会社

清算人　天田清之助

任意清算公告

当法人は、令和七年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

名古屋市北区金城三丁目三番二三号フジビル三階

税理士法人名北会計

社員　山田　清

訂正公告

令和七年九月二十四日（号外第二一三号）掲載の解散公告中、「令和七年九月一日開催」の株主総会の決議により解散とあるは、「令和七年八月三十一日開催」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月一日

東京都葛飾区東金町三丁目八番一二号

株式会社ユーテーエス

代表清算人　打矢　正雄